

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 16 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日から 令和 8 年 11 月 12 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11,900,000 9,520,000	一括	2,380,000	53,457	17,845
1	4,510,000				
2	7,390,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市南区新櫓尾台一丁 |
| | 地 番 | 9番9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 186.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市南区新櫓尾台一丁9番地9 |
| | 家屋 番号 | 9番9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.85平方メートル
2階 58.37平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 20 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市南区新檜尾台一丁 |
| | 地 番 | 9 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 186.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市南区新檜尾台一丁9番地9 |
| | 家屋 番号 | 9 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.85平方メートル
2階 58.37平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 48 号
令和 8 年 5 月 22 日受理
令和 年 月 日提出
8.6.29

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 堺市南区新檜尾台一丁

地 番 9 番 9

地 目 宅地

地 積 186.59 平方メートル

2 所 在 堺市南区新檜尾台一丁 9 番地 9

家屋 番号 9 番 9

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 60.85 平方メートル

2 階 58.37 平方メートル



(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の姓 (漢字)
- (2) 郵便受けの表示 なし (表札とほぼ一体)

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね別紙建物図面のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われる。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地として利用されている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である (詳細は評価書を参照)。
- (4) 目的土地の南東側道路との境界付近に電柱が1本ある。
- (5) 目的土地の北東部にカーポートが設置されている。
- (6) 目的土地上に設置されている塀にひび割れがみられた。
- (7) 目的土地が接道する北西側道路は南西方へ下り傾斜となっているため、目的土地は同道路に対して最大で約0.7m高位となっている。また南西側道路に対しては約0.8~0.9m、南東側道路に対しては約0.7m高位となっている。
- (8) 目的土地の植栽が北西側道路上に越境しているものと見受けられた。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図 (概略) のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類は存在しなかった。
- (4) 目的建物1階リビングの壁に破損が認められたほか、リビングとキッチンにおいてクロスの補修塗装が行われていない部分の変色が認められた。
- (5) 目的建物の内壁クロスは全体的に汚損がみられた。
- (6) 目的建物2階において、廊下の壁に破損、南側和室及び東側洋室の壁クロスにひび割れ、同和室の天井にシミが認められた。
- (7) 目的建物内壁の電気のスイッチ部分を取り外されて、壁内の配線が見えている箇所があった。
- (8) 目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者	1、目的建物は、今年1月頃から空き家です。 2、目的建物は、増築・改築等していません。 3、2階和室の天井にシミのような跡がありますが、雨漏りはしていません。 4、敷地内に電柱が一本あり、関西電力から敷地使用料を受け取っています。 5、不用品回収業者に回収を依頼したところ、水道の蛇口や浴室のシャワーなども持っていきました。 6、目的物件の南方に線路がありますが、騒音は気になりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述、提示文書及び立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8 年 5 月 2 5 日 10:55-11:00	大阪法務局 堺支局	公図等調査
8 年 5 月 2 5 日 15:00-15:05	堺市役所	道路調査
8 年 5 月 2 7 日 14:35-14:50	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書差置き
8 年 5 月 2 7 日 15:50-15:55	堺市税事務所	課税関係調査
8 年 5 月 2 8 日	執行官室	ライフライン調査、照会文書送付（所有者宛）
8 年 6 月 2 3 日 11:10-12:00	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者と面談
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

登記年月日 昭和62年12月15日

令和8年5月25日

これは図面に記載されたもの及びその証明として提出したものである。

大阪府税務局 支店

(7枚目)

請求番号: 14-3

各階平面図

5126875

建物図面

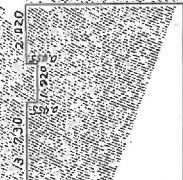
9-9

堺市新樽屋台1丁9番地9

堺市南区

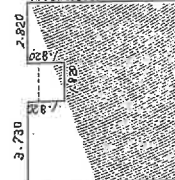
面 62.12.150

1 階平面図

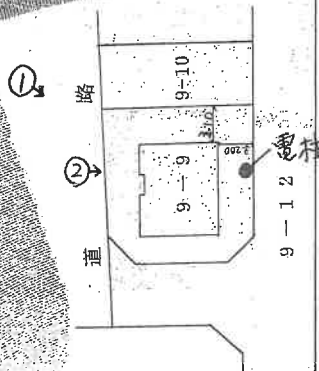


$8.370 \times 7.370 = 61.686900$
 $1.820 \times 0.455 = 0.828100$
計 60.858800m

2 階平面図



$8.370 \times 7.370 = 61.686900$
 $1.820 \times 0.455 = 0.828100$
計 58.374500m



A4判に縮小

(○写真撮影位置・方向)

1/500

1/250

1/125

1/60

1/30

1/15

1/8

1/4

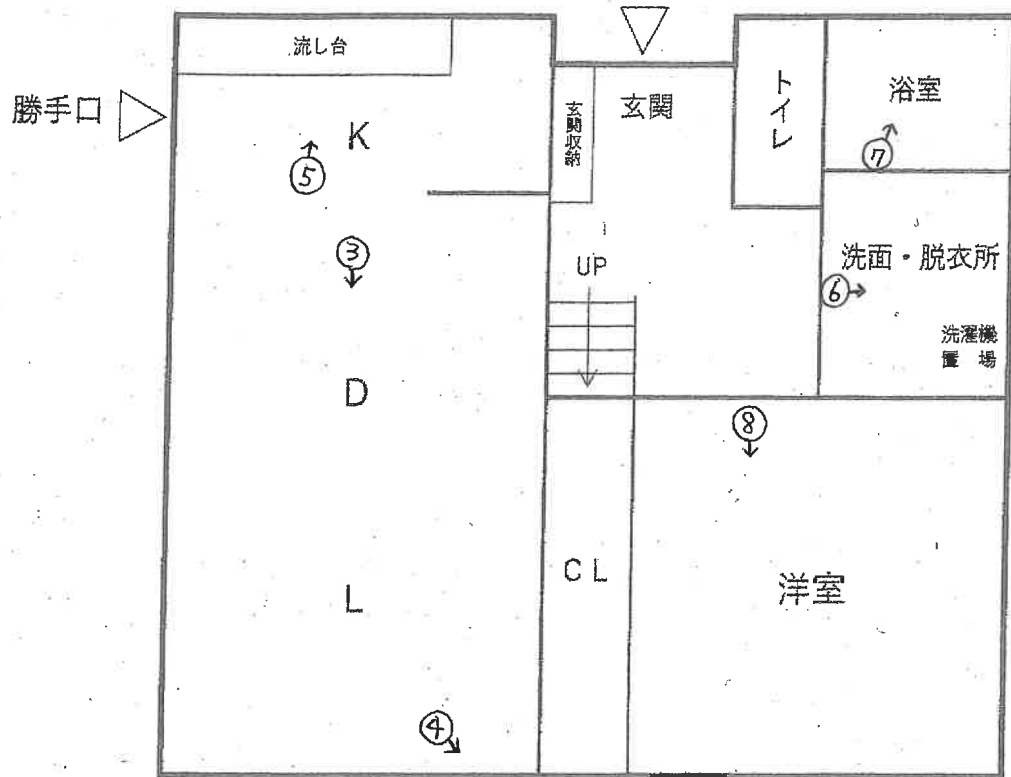
1/2

1/1

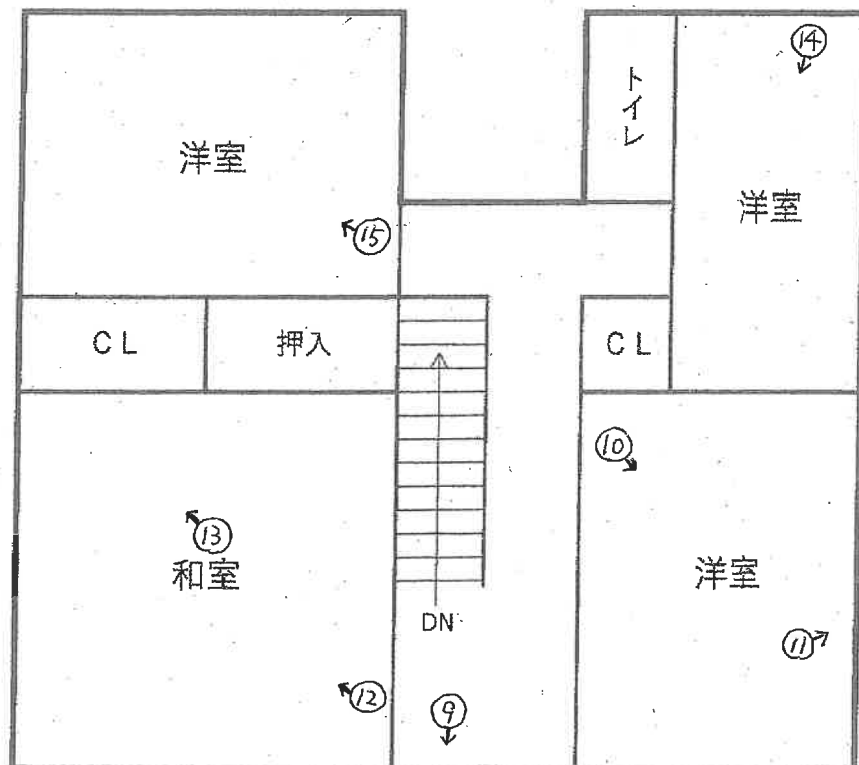
間取図（概略）

令和8年（ケ）第48号

1階



2階



(8 枚目)

(←○写真撮影位置・方向)

1 目的建物



2 塀のひび割れ

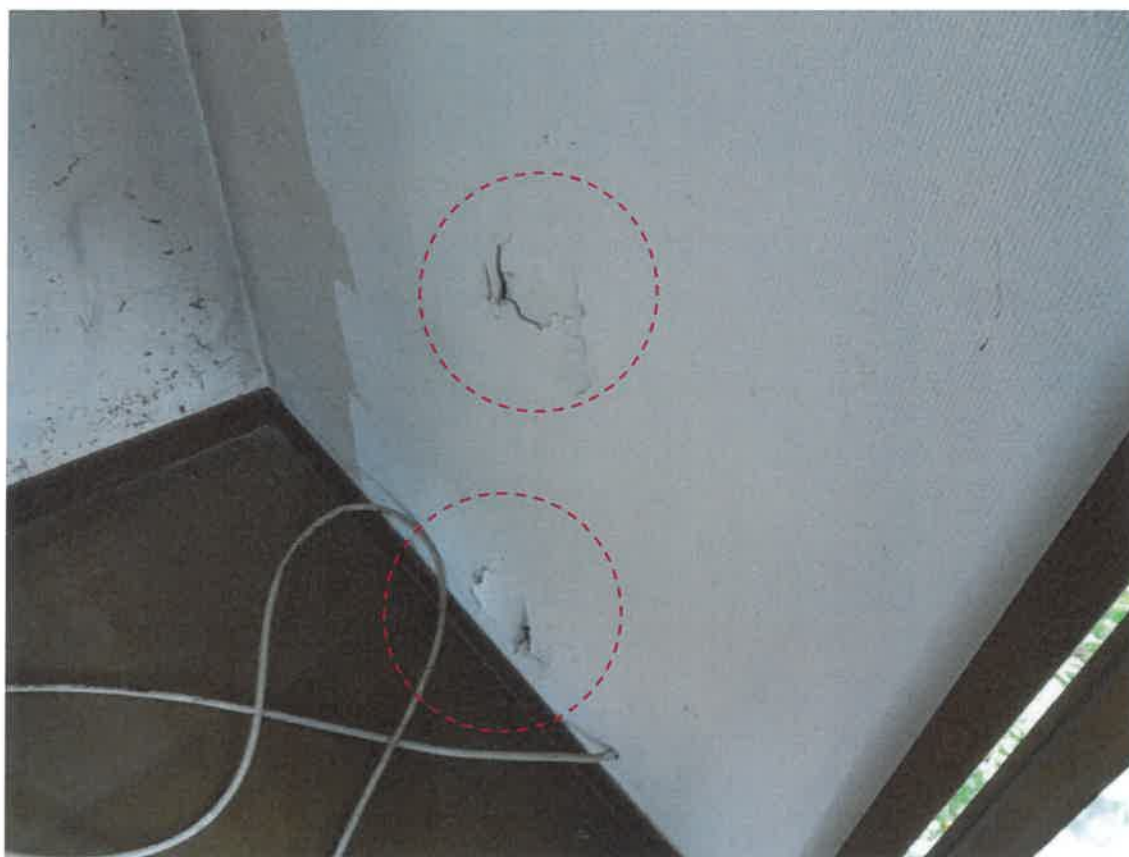


(9 枚目)

クロスの塗り残し部分



4 壁の破損



5



6



(1 / 枚目)

7



8



(12 枚目)

9 壁の破損

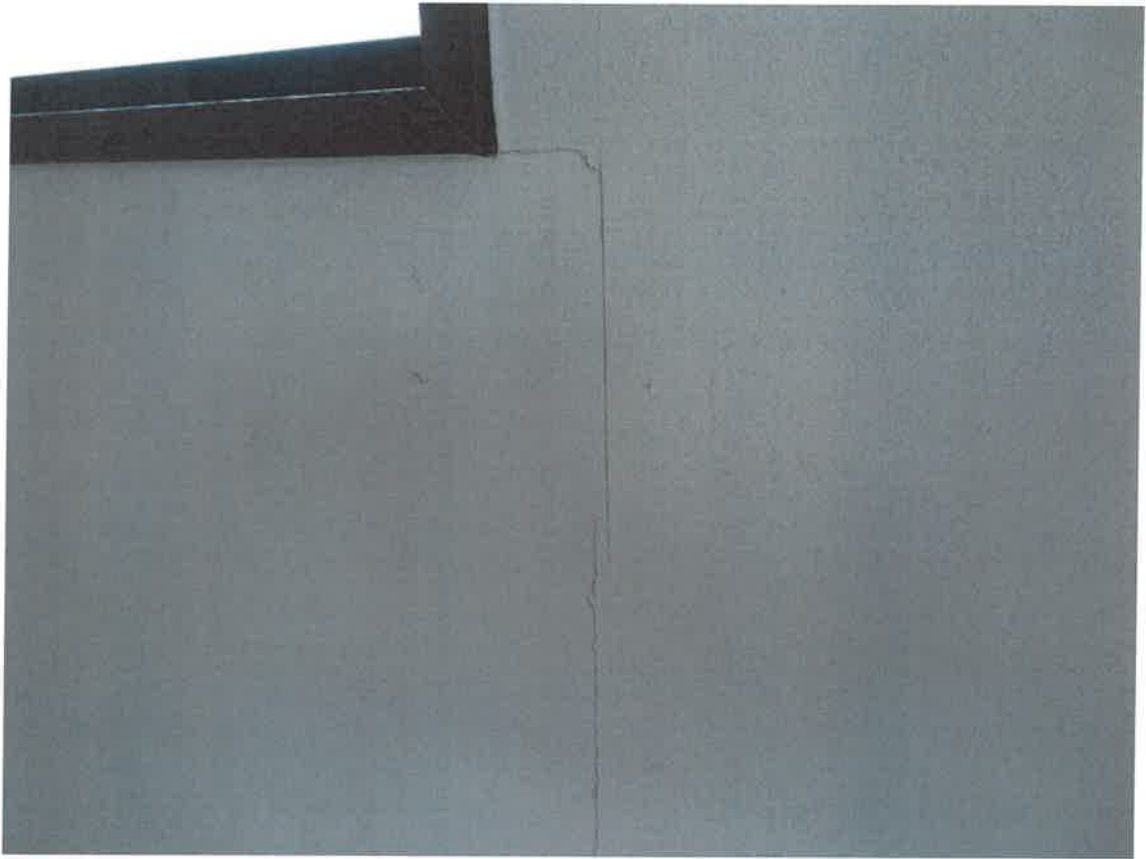


10



(13 枚目)

11 壁のひび割れ



12



(14 枚目)

13 天井のシミ



14



(15 枚目)



令和8年（ケ） 第 48 号

令和8年6月23日 現地調査

令和8年7月1日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

持 田 泰 輔

第1 評価額

一括価格	
金 11,900,000円	
内訳価格	
物件1	金 4,510,000円
物件2	金 7,390,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特 記 事 項		
1	・適宜概測したところ、目的土地の形状等は地積測量図等と概ね一致した。 また、境界標を全て確認することができた。		
2	・建物図面と目的建物の現況は概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	南海泉北線 「光明池」駅 北東方 道路距離 約1,200m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種低層住居専用地域
	建ぺい率	40%
	容積率	80%
	防火規制	法22条区域
	その他の規制	屋外広告物(禁止区域、沿道禁止区域)、 外壁の後退距離(1m)、建築物の高さの限度10m、 高度地区(第一種)、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	186.59㎡ (登記面積)
	形状	ほぼ整形
	間口・奥行	間口約11.8m(北西側)・奥行約14.1m
	高低差等	概ね平坦地
接面道路の状況	北西側	幅員約6.3m市道(建築基準法第42条1項1号)
	南東側	幅員約5.7m市道(建築基準法第42条1項1号)
	南西側	幅員約5.7m市道(建築基準法第42条1項1号)
	接道状況	三方路 目的土地が接道する北西側道路は南西方へ下り傾斜しているため、目的土地は同道路に対して最大で約0.7m高位となっている。また、南西側道路に対しては約0.8~0.9m、南東側道路に対しては約0.7m高位となっている。
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	北東側	公園
	北西側	道路
	南東側	道路
	南西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和45年・同51年及び平成元年の住宅地図の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	

特 記 事 項	・ 目的土地上に設置されてる塀にひび割れが見られた。 ・ 目的土地の北東部にカーポートが設置されている。 ・ 目的土地の南東側道路との境界付近に電柱が1本設置されている。 ・ 目的土地の植栽が北西側道路上に越境している可能性がある。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）	昭和62年12月1日新築
	経過年数	約39年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	吹付タイル
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング、カーペット、畳等
	設 備	電気、ガス、給排水、衛生設備等
	その他	－
床面積（現況）	延 119.22㎡ 未登記の増築はなく、登記数量と現況は概ね一致している。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	5 L D K
品 等	普通	
保守管理の状態	目的建物の2階において、南側和室と東側洋室の壁クロスにひび割れが、廊下の壁に破損が認められたほか、同和室の天井にシミが認められた。また、1階リビングの壁に破損が認められたほか、リビングとキッチンにおいてクロスの補修塗装が行われていない部分の変色が認められた。その他、内壁クロスは全体的に汚損が確認されたほか、内壁の電気のスイッチ部分が取り外されて壁内の配線が見えている箇所があったが、概ね経年相当の劣化、損耗が認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・完了検査：有 ・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材の使用可能性は否定できないものと考えられる。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・設備等の正確な所有関係やリース関係等是不詳である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	98,900	1.08	186.59	0.85	16,941,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 堺南-13

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 101,000\text{円/㎡} & \times 100.8/100 & \times 100/104 & \times 100/99 & \div 98,900\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.04 方位	1.00	1.00	1.00	1.04

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	0.99 最寄駅距離	1.00	1.00	0.99

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.08	1.00	1.00	1.00	1.08

接面・方位：三方路1.05、方位1.03（相乗積）

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価： 建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、-15%が適切と判断した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格（円） (千円未満四捨五入) エ（ア×イ×ウ）
2	200,000	119.22	0.04	954,000

ウ 現価率

経過年数	約39年
経済的残存耐用年数	約0年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / (\text{経過年数} 39 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年}) \} \times (1 - 0.3) \approx 0.04$$

※ 観察減価は目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	16,941,000	0.60	法定地上権	10,165,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	16,941,000	－ 10,165,000		0.95	0.70		4,510,000
2	954,000	＋ 10,165,000	1.00	0.95	0.70	0	7,390,000
一括価格 (合計)							11,900,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材使用の可能性が否定できないことから、市場性の減退に基づく市場性修正率を0.95と判断した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 堺南-13

所 在 : 堺市南区新檜尾台1丁31番6「新檜尾台1-31-6」
価 格 : 101,000円／㎡
位 置 : 南海泉北線 「光明池」駅 北東方 約1,300m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 214㎡
供給処理施設 : ガス, 水道, 下水
接面街路 : 南 6.1m 市道
用途指定等 : 市街化区域
第一種低層住居専用地域 (建ぺい率40%, 容積率80%)
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 12,781,415円
物件2 : 1,688,179円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図・所在図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 間取図 (概略)

以 上

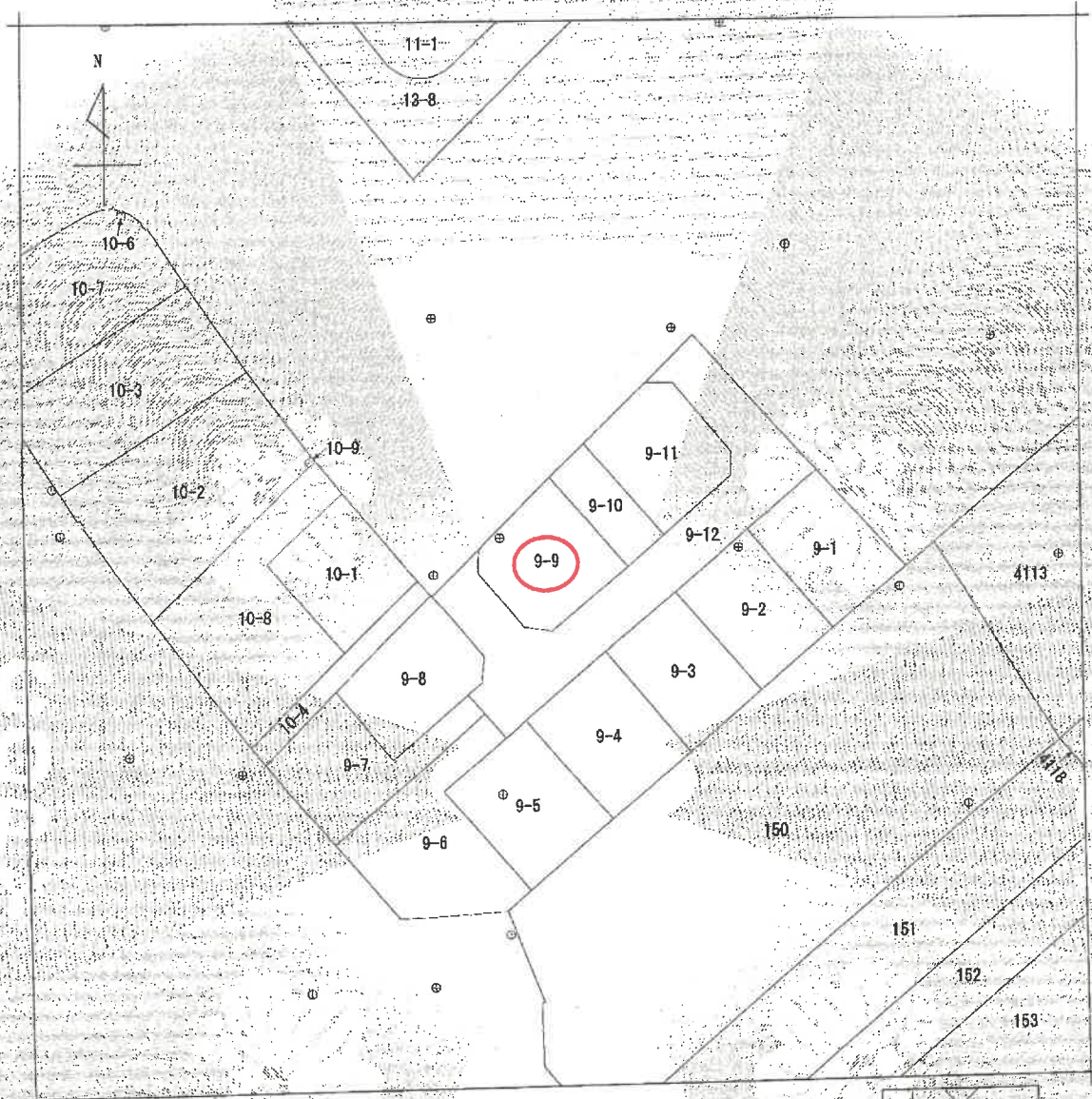
物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市南区新檜尾台一丁 |
| | 地 番 | 9 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 186.59 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市南区新檜尾台一丁 9 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 9 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 60.85 平方メートル
2 階 58.37 平方メートル |



【位置図】





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番 9番9
新樟尾台一丁目
新樟尾台一丁目

請求 部分	所在	堺市南区新樟尾台一丁目			地番	9番9		
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲二	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		
作成 年月日	昭和54年2月17日	備付 年月日 (原図)	補記 事項			種類	その他	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和8年2月5日
大阪法務局

請求番号：61-1
(1/1)

登記官

A4 判に縮小

A4 判に縮小

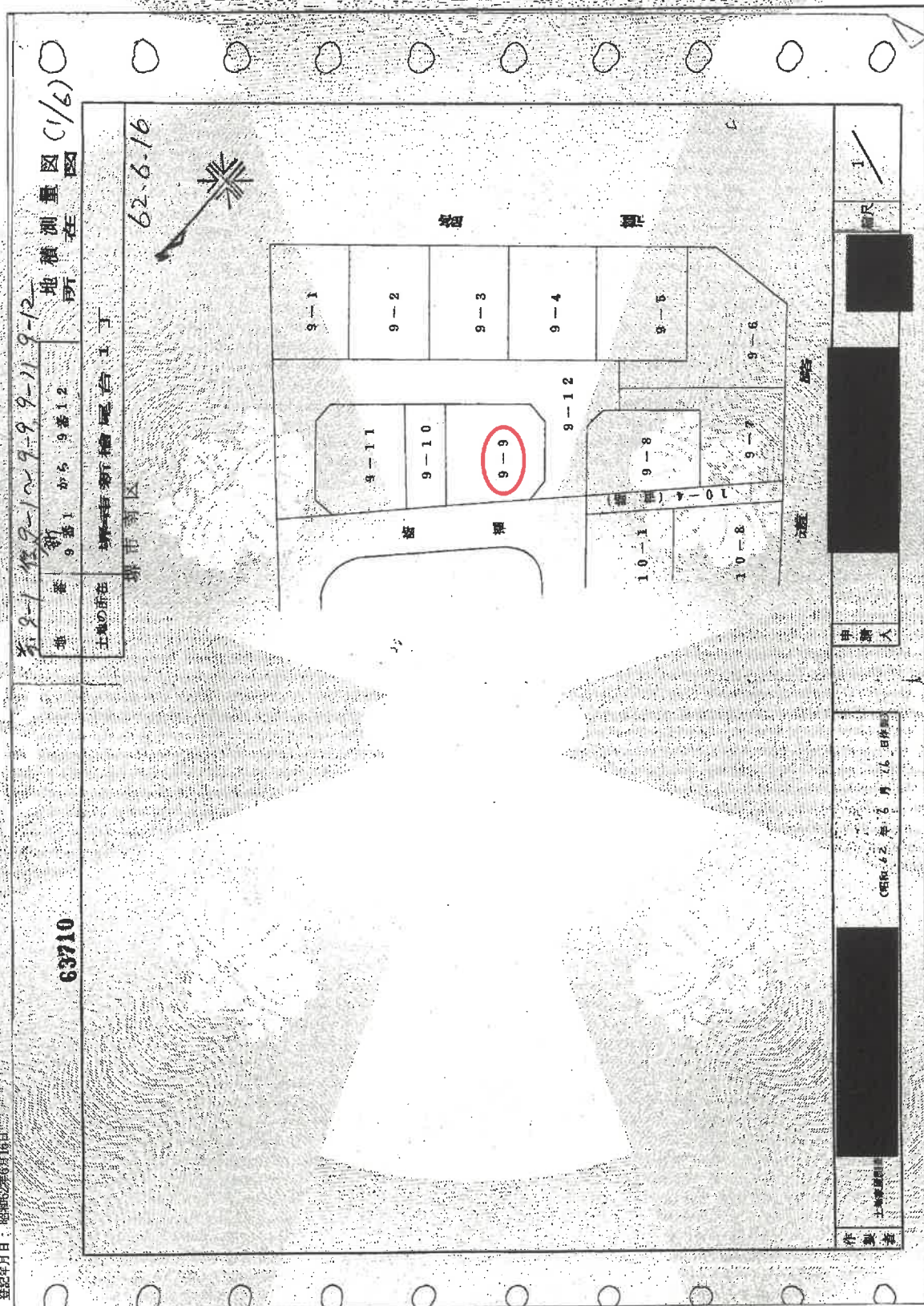
登記年月日：昭和62年6月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局堺支局管轄)

令和8年2月5日 大阪法務局

海品類

請求番号: 61-2



(9/1)

A4 判に縮小

登記年月日：昭和62年6月16日

これは図面に記載されている数値を印刷した図面である。
(大図法測量局野式図書第2号)
令和8年2月5日 大図法測量局 登記官

地積測量図 (2/6)

地番	9-1・9-2・9-3
土地の所在	堺市南区 新杉尾台1丁目

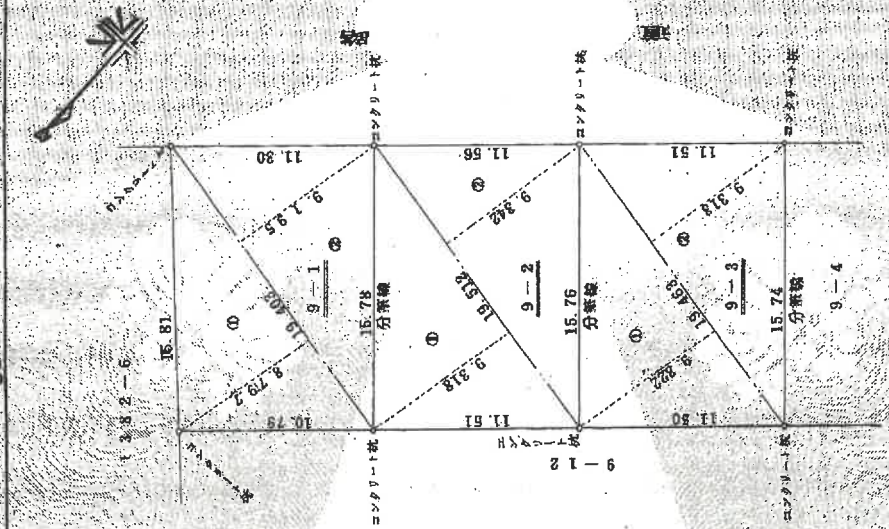
堺市南区

求積表

9-1			
番号	底辺	高さ	積面積
1	19.403	8.797	170.688191
2	19.403	9.195	178.410585
計			349.098776
1/2			174.549388㎡

9-2			
番号	底辺	高さ	積面積
1	19.512	9.318	181.812816
2	19.512	9.342	182.281104
計			364.093920
1/2			182.046960㎡

9-3			
番号	底辺	高さ	積面積
1	19.483	9.322	181.434086
2	19.483	9.313	181.258919
計			362.693005
1/2			181.3465025㎡



作成者	土地測量課
申請人	昭和62年6月16日作成

図法第2号 61-2

これは図面に記録されている内証を証明した書面である。
(大阪法務局堺支局管轄)
令和8年2月5日 大阪法務局

令和8年2月5日

大阪法務局

2014.05.20

响轴头器: 61-2

A4 判に縮小

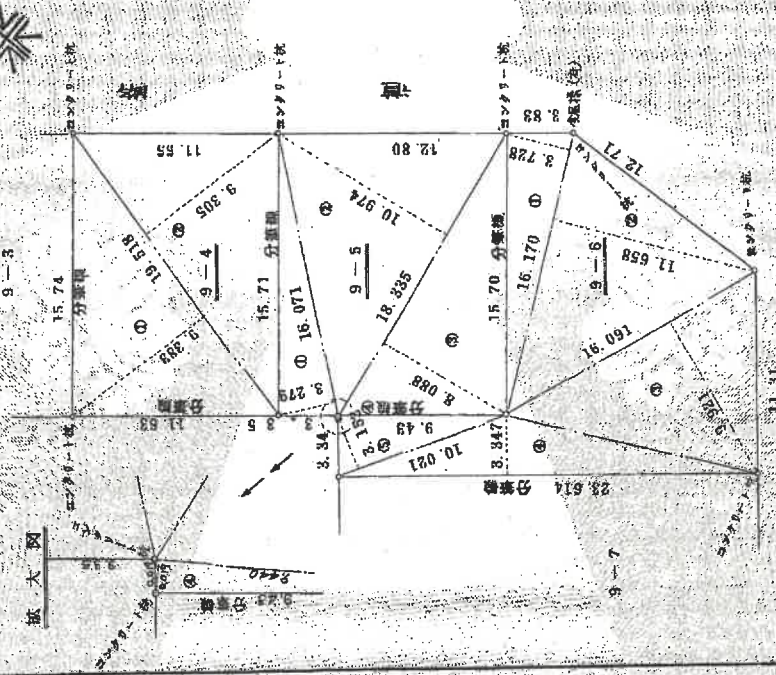
63712

地積測量図 (3/6)

整理 9-4, 9-5, 9-6

土地の所在
堺市新樽尾台1丁目

區經市場



表種水

9-4

番号	底辺	高さ	積面積
1	19.518	9.383	183.137394
2	19.518	9.305	181.614990
計			364.752384
14			182.376192 ^m

5-16

番号	底辺	高	面積
1	16.071	3.279	52.696808
2	18.335	10.974	201.206290
3	18.335	8.088	148.293480
4	9.440	0.019	0.178360
計			402.377939
%			201.1889695%

9-6

番号	底辺	高さ	後面積
1	16.170	3.728	60.281760
2	16.170	11.658	188.509880
3	16.091	9.921	159.638811
4	23.614	3.347	79.036058
5	10.021	3.152	31.586192
計			519.052681
%			259.52634057

作製者

昭和29年9月13日 44頁

申請人

~~1250~~

A4 判に縮小

登記年月日：昭和62年5月15日

これは図面と記載せられていた内容と一致した書面である。
(大阪法務局申支所書記)
令和8年2月5日 大阪法務局

登記官

請求番号：01-2

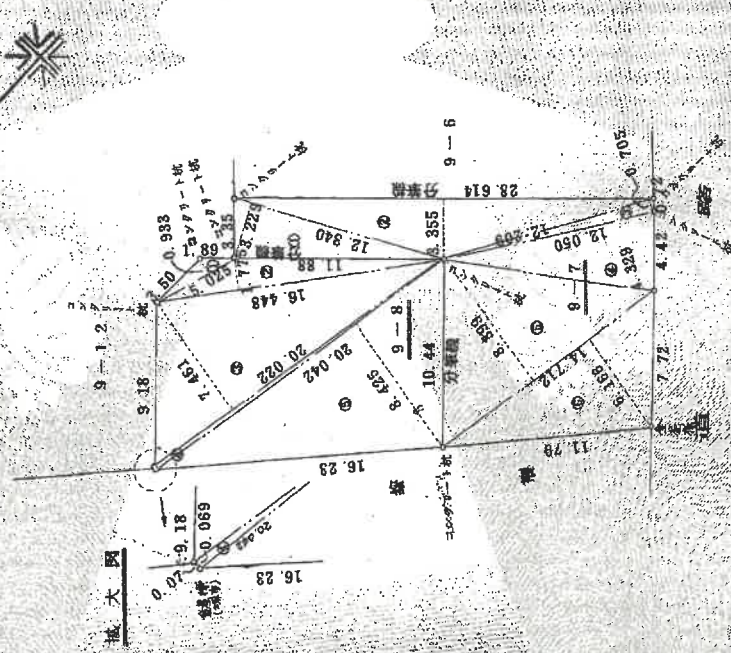
地積測量図(4/6)

地番	9-7, 9-8
土地の所在	堺市新橋屋台1丁 堺市南区

求積表

番号	底辺	高さ	倍面積
1	12.340	3.229	39.845880
2	23.814	3.355	79.224970
3	12.208	0.705	8.607345
4	12.050	4.329	52.164450
5	14.712	8.399	123.566088
6	14.712	6.166	90.714192
計			394.122905
1/2			197.0614525㎡

番号	底辺	高さ	倍面積
1	5.025	0.933	4.688325
2	16.438	1.775	29.195200
3	20.022	7.481	149.384142
4	20.042	0.069	1.382898
5	20.042	6.425	128.853850
計			353.504415
1/2			176.7522075㎡



作成者	土地測量士
作成日	昭和62年4月6日

申請人	1/250
-----	-------

A4 判に縮小

登記年月日：昭和62年6月6日

これは図面と記載されている内容と異なる内容を示すための図面である。
(大阪府地籍部支店蔵)

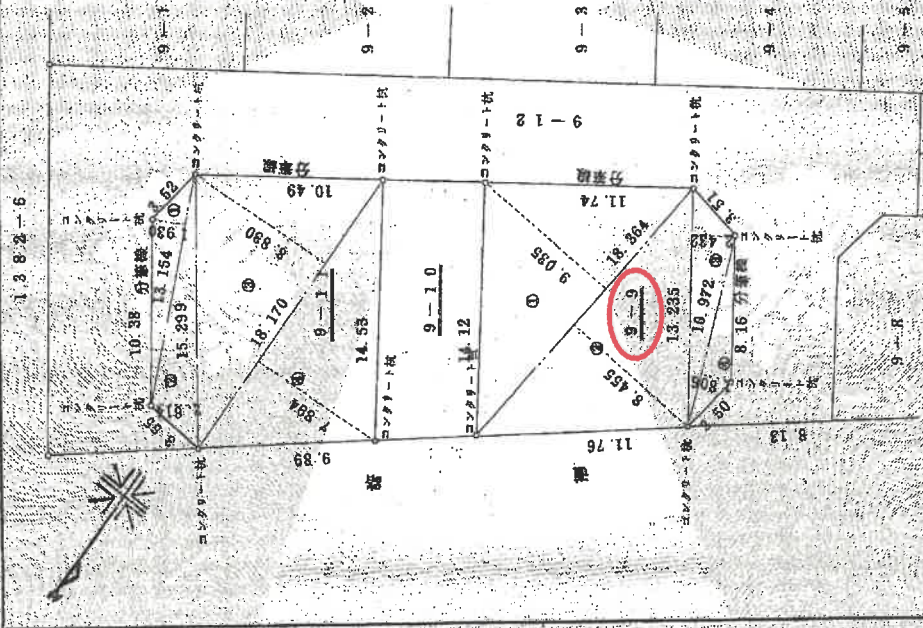
令和8年2月5日

大庭英樹

登記官

図紙番号：61-2

63714



地番 9-9 9-11

土地の所在 堺市新橋尾台1丁
堺市南区

地積測量図 (5/6) 〇

求積表

9-9

番号	底辺	高さ	倍面積
1	18.364	9.095	165.918740
2	18.364	8.455	155.267620
3	13.235	2.432	32.187520
4	10.972	1.806	19.815432
計			373.189312
%			186.594856㎡

9-11

番号	底辺	高さ	倍面積
1	13.154	1.930	25.387220
2	15.299	2.614	39.991588
3	18.170	8.830	160.441100
4	18.170	7.894	143.433960
計			369.253868
%			184.626943㎡

作成者
土地家屋調査士
大庭英樹

昭和62年6月6日

印
大庭英樹

印
大庭英樹

1/250

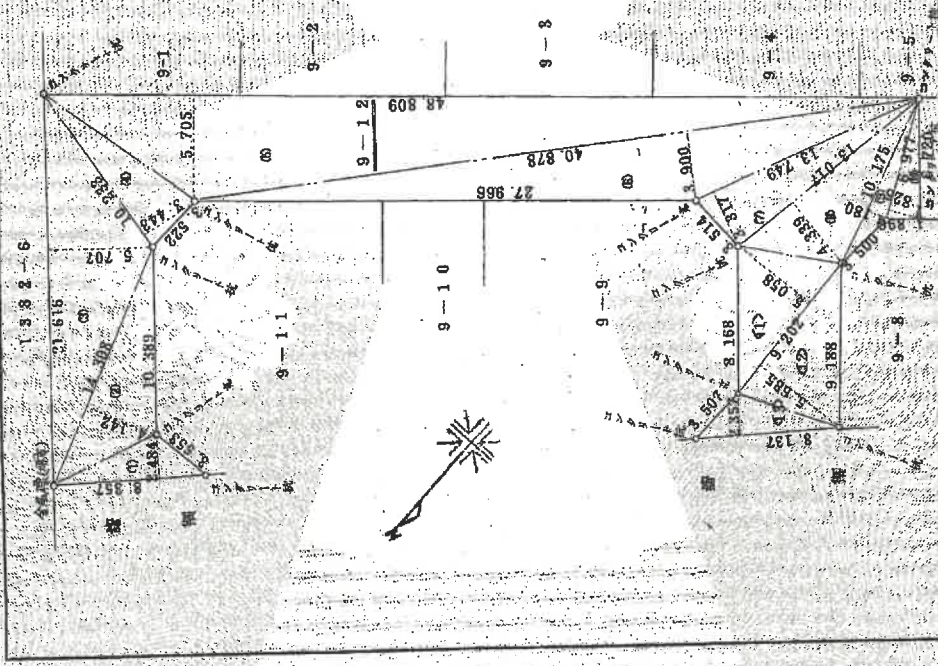
A4 判に縮小

登記年月日：昭和62年6月16日

これは図面に記載された土地の位置、面積を示す。
(土地測量図面記載事項)
令和6年2月15日 大阪府測量部 登記官

地積測量図 (6/6) 〇

番 号	9-12
土地の所在	堺市新橋地区 1丁 堺市南区



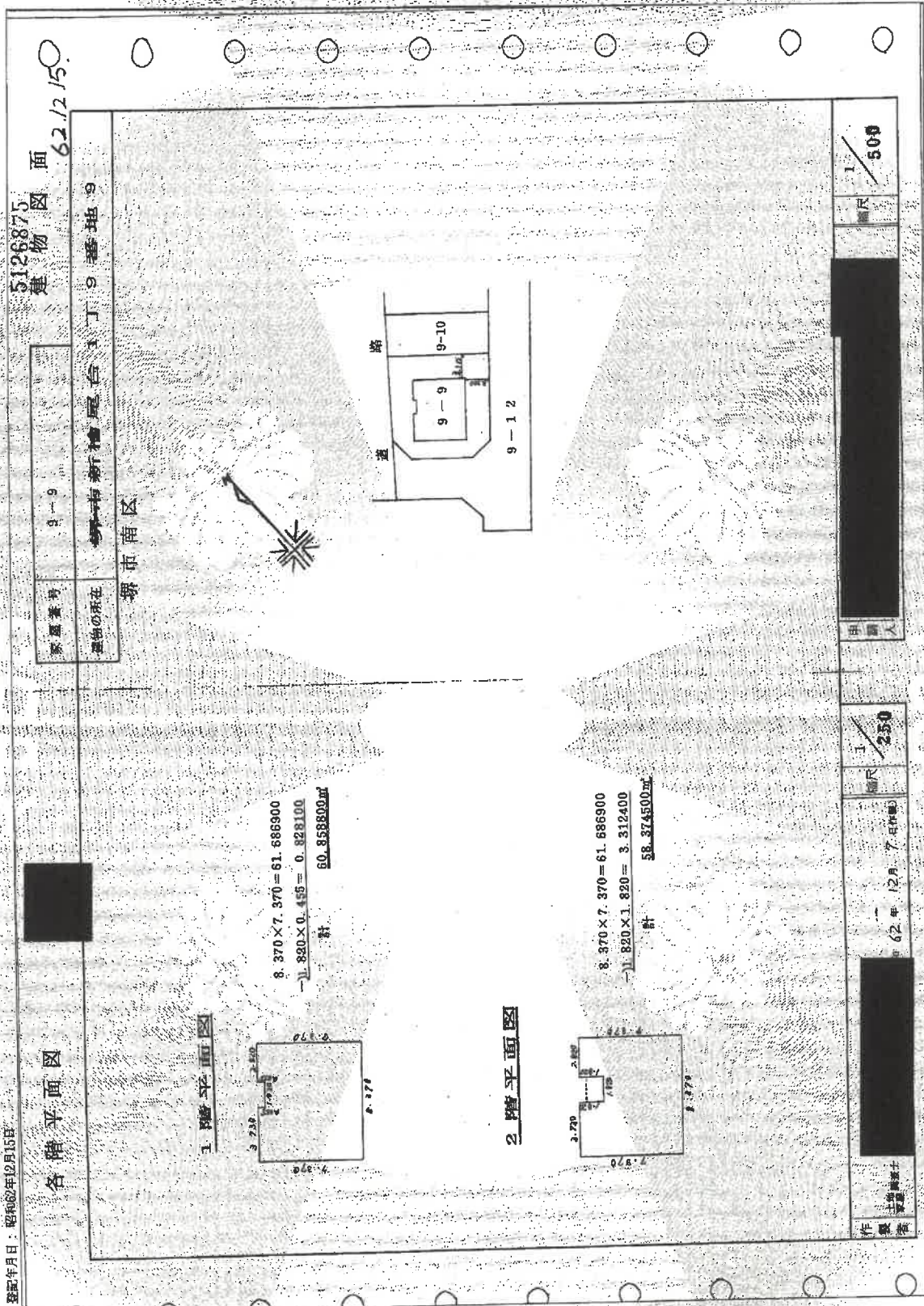
求 積 表

番号	底 辺	高 さ	積 算 積
1	8.357	2.484	20.758788
2	14.308	4.142	59.263736
3	21.616	5.707	123.362512
4	10.233	3.443	35.232219
5	48.809	5.705	278.455345
6	40.878	3.900	159.424200
7	13.749	3.317	45.605433
8	13.017	4.339	56.480783
9	10.175	1.180	12.006500
10	6.977	1.825	12.730266
11	9.202	5.058	46.543716
12	9.202	5.685	52.313370
13	8.137	2.357	19.178909
計			921.358516
1/2			460.679258

作 業 者	検 査 人	年 月 日	1/250
		昭和62年6月16日	

図案番号：61-2

【建物図面・各階平面図(写)】



これは図面に記載された内容と必ずしも一致しない場合があります。
 (大塚建設士事務所)

令和3年2月15日 大塚建設士

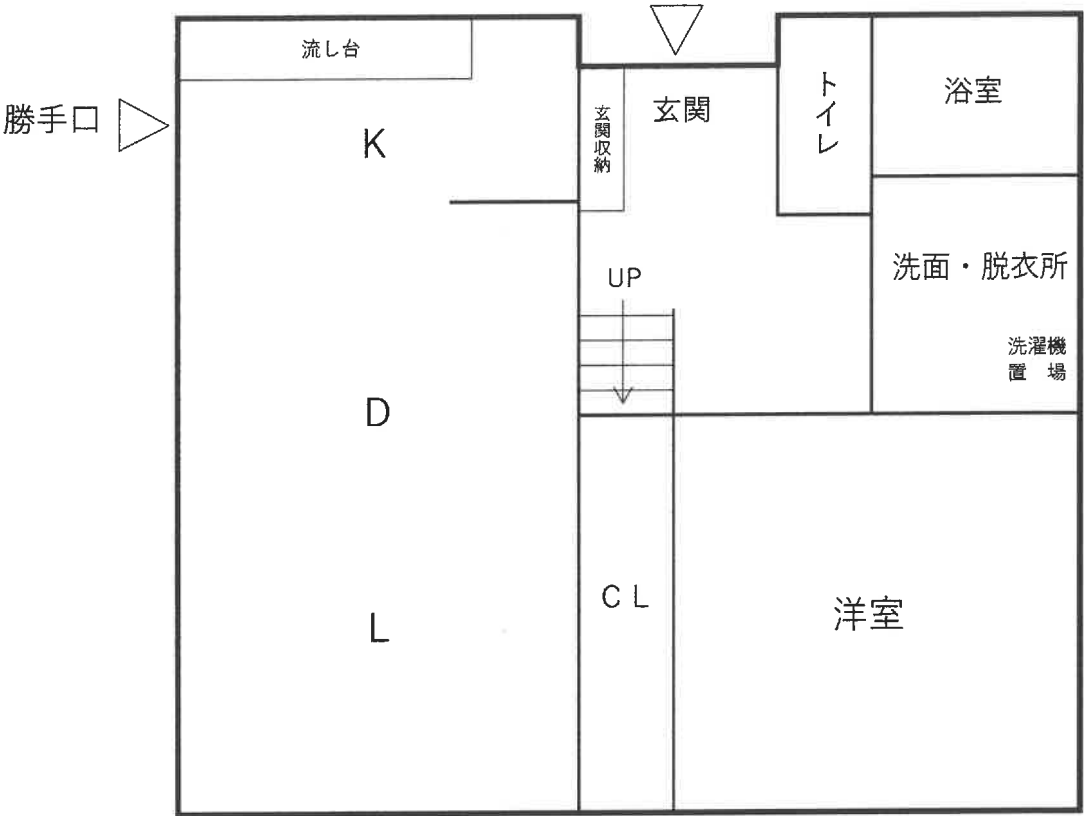
製図者

請求番号: 61-3

A4 判に縮小

間取図（概略）
令和8年（ケ）第48号

1階



2階

